別府市農業農村整備工事・治山林道工事における週休２日工事実施要領

制定　令和７年10月31日
別府市告示第393号

（趣旨）

第１条　建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、別府市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の完全週休２日の普及に向け、農業農村整備工事及び治山林道工事における週休２日工事を実施するものである。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　週休２日工事　次のアからエまでのいずれかの方式による工事をいう。

ア　現場閉所型週休２日制（月単位）

イ　現場閉所型完全週休２日制

ウ　週休２日交替制（月単位）

エ　完全週休２日交替制

(2)　現場閉所型週休２日制（月単位）　対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、２８．５パーセント（２８日中８日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態であり、かつ、現場閉所日には現場での作業は行わないことをいう。

(3)　現場閉所型完全週休２日制　対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態であり、かつ、現場閉所日には現場での作業は行わないことをいう。ただし、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

(4)　週休２日交替制（月単位）　対象期間内の全ての月において、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を取得し、休日数の割合（以下「休日率」という。）が２８．５パーセント（２８日中８日）以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

(5)　完全週休２日交替制　対象期間内の全ての週（１週間の定義は、日曜日から土曜日までとする。）において、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を取得し、休日率が、２８．５パーセント（７日中２日）以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

２　前項第２号及び第３号の現場での作業には、現場事務所での作業を含み、次に掲げる作業は該当しないものとする。

(1)　臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

(2)　資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

(3)　その他受発注者の協議により必要と認められた作業

（発注方式）

第３条　週休２日工事の発注方式は、受注者希望型により、次のいずれかの方式を基本とする。

(1)　現場閉所型週休２日制（月単位）

(2)　週休２日交替制（月単位）

２　前項各号の方式の選定に当たっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断するものとする。

（現場閉所型週休２日制（月単位）の対象工事等）

第４条　現場閉所型週休２日制（月単位）の対象工事は、別府市が発注する農村農業整備関係事業の工事及び治山林道関係事業の工事かつ予定価格が１３０万円を超える工事とする。ただし、次に掲げる工事は除く。

(1)　竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）

(2)　緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）。ただし、災害の本復旧工事は、現場閉所型週休２日制（月単位）の対象工事とする。

(3)　その他発注者が指定する工事

2　発注者は、特記仕様書に現場閉所型週休２日制（月単位）の対象工事であることを明示する。

3　災害の本復旧工事については、契約後に受注者から週休２日交替制（月単位）又は完全週休２日交替制（以下「交替制」という。）への変更協議があった場合には、交替制に変更できるものとする。

4　施工計画書提出時において、受注者から現場閉所型完全週休２日制の実施の意思表示があった場合には、現場閉所型完全週休２日制に変更できるものとする。

（週休２日交替制（月単位）の対象工事等）

第５条　週休２日交替制（月単位）の対象工事は、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な前条第１項ただし書に規定する除かれる工事とする。

2　発注者は、特記仕様書に週休２日交替制（月単位）の対象工事であることを明示する。

3　契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、現場閉所型週休２日制（月単位）を適用することができるものとする。

4　施工計画書提出時において、受注者から完全週休２日交替制の実施の意思表示があった場合には、完全週休２日交替制に変更できるものとする。

（対象期間）

第６条　第２条第１項第２号から第５号までの対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、夏季休暇３日間、年末年始休暇６日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

2　交替制における下請企業の対象期間については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

（実施内容）

第７条　受注者は、次に掲げる事項について確認した上で、施工計画書提出時に週休２日工事の実施の意向について、書面にて監督員に報告することにより意思表示をするものとする。現場閉所型完全週休２日制又は完全週休２日交替制の方式による工事の実施の意思表示についても、同様とする。

(1)　週休２日工事を行うことでの工期変更は、認められないこと。

(2)　作業日が恒常的な残業となってはならないこと。

２　前項の場合において、次に掲げる場合は、事前に監督員と協議するものとする。

(1)　現場閉所型週休２日制（月単位）で発注された災害の本復旧工事において、制約等により交替制に変更する場合

(2)　週休２日交替制（月単位）で発注された工事において、制約等を解消する具体的な提案がある場合

３　受注者は、現場閉所型週休２日制（月単位）に取り組む場合は、施工計画書提出時に週休２日の休日取得計画が確認できる工程表(任意様式)を監督員に提出するものとする。この場合において、当該工程表には、週休２日工事の内容及び前条に規定する対象期間を反映させることとする。

４　受注者は、設計変更により工期が変更となる場合は、その都度週休２日の変更取得計画を監督員に提出するものとする。

５　受注者は、週休２日工事を実施する場合は、表示例（別図第１）を例にして週休２日工事である旨を看板等で現場に掲示するものとする。

６　受注者は、週休２日工事の実施報告として、休日の取得状況をとりまとめ､別府市公共工事請負契約約款(平成２３年別府市告示第１９９号)第１１条に基づく履行報告書と合わせて提出するものとする。

７　受注者は、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた場合は、これらを提示するものとする。

８　受注者は、受注者の責によらず（天候不良を含む。)、予定している現場閉所日に作業を行う必要が発生した場合は、次の各号に掲げる週休２日工事の方式に応じ、当該各号に定める期間内に休日を振り替えることができるものとする。

(1)　現場閉所型週休２日制（月単位）　同一月内

(2)　現場閉所型完全週休２日制　同一週内（日曜日～土曜日）

９　週休２日工事の達成の判断については、次の各号に掲げる週休２日工事の方式に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、詳細な休日の考え方については、休日の考え方（別図第２）のとおりとする。

(1)　現場閉所型週休２日制（月単位）　対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、２８．５パーセント（２８日中８日）以上であること。暦上の土日の閉所では、２８．５パーセントに満たない月は、その月の土日の合計日数分以上の現場閉所を行っていること。

(2)　現場閉所型完全週休２日制　対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行っていること。受注者の責によらず、土日に施工を行った場合は、同一週内（日曜日から土曜日までの一週間内）で振替を行い、１週間に２日間以上の現場閉所を行っていること。

(3)　週休２日交替制（月単位）　対象期間内の全ての月において、現場で従事した技術者及び技能労働者の休日率が２８．５パーセント（２８日中８日）以上であること。暦上、休日率が２８．５パーセントに満たない月は、その月の土日の合計日数以上、休日を確保していること。

(4)　完全週休２日交替制　対象期間内の全ての週において、現場で従事した技術者及び技能労働者の休日率が、２８．５パーセント（７日中２日）以上であること。

１０　監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わないものとする。

１１　監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認するものとする。

（積算方法等）

第８条　現場閉所型週休２日制（月単位）及び現場閉所型完全週休２日制の場合の積算方法は、現場閉所型週休２日制（月単位）の達成を前提として当初の予定価格の各経費に次の各号に掲げる工事に応じ、当該各号に定める表の週休２日（月単位）の項に定める補正係数を乗じるものと

し、施工後に現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所型完全週休２日制を達成した場合は、同表の完全週休２日の項に定める補正係数に変更を行い、現場閉所型週休２日制（月単位）が未達成の場合は、補正分を減額変更するものとする。ただし、市場単価及び土木工事標準単価による積算に当たっては、別表に規定する補正係数を乗じるものとし、工場製作に係る経費など現場作業以外の作業に係る経費については、対象外とする。

(1)　農業農村整備関係事業の工事

休日の形態	労務費	共通仮設費率	現場管理費率	現場閉所率
週休２日 （月単位）	1.02	1.04	1.05	28.5%以上 （8 日/28 日）
完全週休 ２日	1.02	1.05	1.06	―

(2)　治山林道関係事業の工事

休日の形態	労務費	共通仮設費率	現場管理費率	現場閉所率
週休２日 （月単位）	1.02	1.01	1.02	28.5%以上 （8 日/28 日）
完全週休 ２日	1.02	1.02	1.03	―

２　週休２日交替制（月単位）及び完全週休２日交替制の場合の積算方法は、週休２日交替制（月単位）達成を前提として当初の予定価格の各経費に次の表の週休２日（月単位）の項に定める補正係数を乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、完全週休２日交替制を達成した場合は、同表の完全週休２日の項に定める補正係数に変更を行い、週休２日交替制（月単位）が未達成の場合は、補正分を減額変更するものとする。ただし、市場単価及び土木工事標準単価による積算に当たっては、別表に規定する補正係数を乗じるものとする。

休日の形態	労務費	現場管理費率	休日率
週休２日 （月単位）	1.02	1.02	28.5%以上 （8 日/28 日）
完全週休 ２日	1.02	1.03	28.5%以上 （2 日/7 日）

（工事成績評定の取扱い）

第９条　週休２日工事が達成できた場合は、工事成績評定において評価する。ただし、達成できなかった場合においても減点は行わない。

２　前項の規定による評価は、令和７年度内に完成した工事までを対象と

する。

（実施証明）

第１０条　発注者は、受注者が週休２日工事を達成した場合は、週休２日実施証明書（別記様式）を発行するものとする。

（その他）

第１１条　この要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附　則

この要領は、令和７年１１月１日から施行し、同日以降に発注を起案する工事について適用する。

別表（第８条関係）

下記工種において、市場単価又は土木工事標準単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。なお、交替制の補正は治山林道関係事業の工事のみを適用し、農業農村整備関係事業の工事には適用しない。

(1)　市場単価

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日	月単位	完全週休２日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工※１		1.01	1.01	－	－
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工※１		1.02	1.02	－	－
橋面防水工※１		1.01	1.01	－	－

鉄筋挿入工（ロックボルト工）※２		1.01	1.01	1.01	1.01

※１：農業農村整備関係事業の工事のみ

※２：治山林道関係事業の工事のみ

(2)　土木工事標準単価

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日	月単位	完全週休２日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工※１		1.01	1.01	－	－

※１：農業農村整備関係事業の工事のみ

別記様式（第１０条関係）

年　　月　　日

様

発注者　別府市
別府市長　　印

週休２日実施証明書

下記工事について、週休２日の実施を証明する。

工　事　名：　　年度　　工事
工　　期：　○年○月○日～　○年○月○日
完成年月日：　○年○月○日

週休２日実施内容（実施した内容に■を付している）

□現場閉所型週休２日制(月単位)を達成した。
□現場閉所型完全週休２日制を達成した。
□週休２日交替制(月単位)を達成した。
□完全週休２日制を達成した。

別図第１（第７条関係）

表示例１（工事看板）

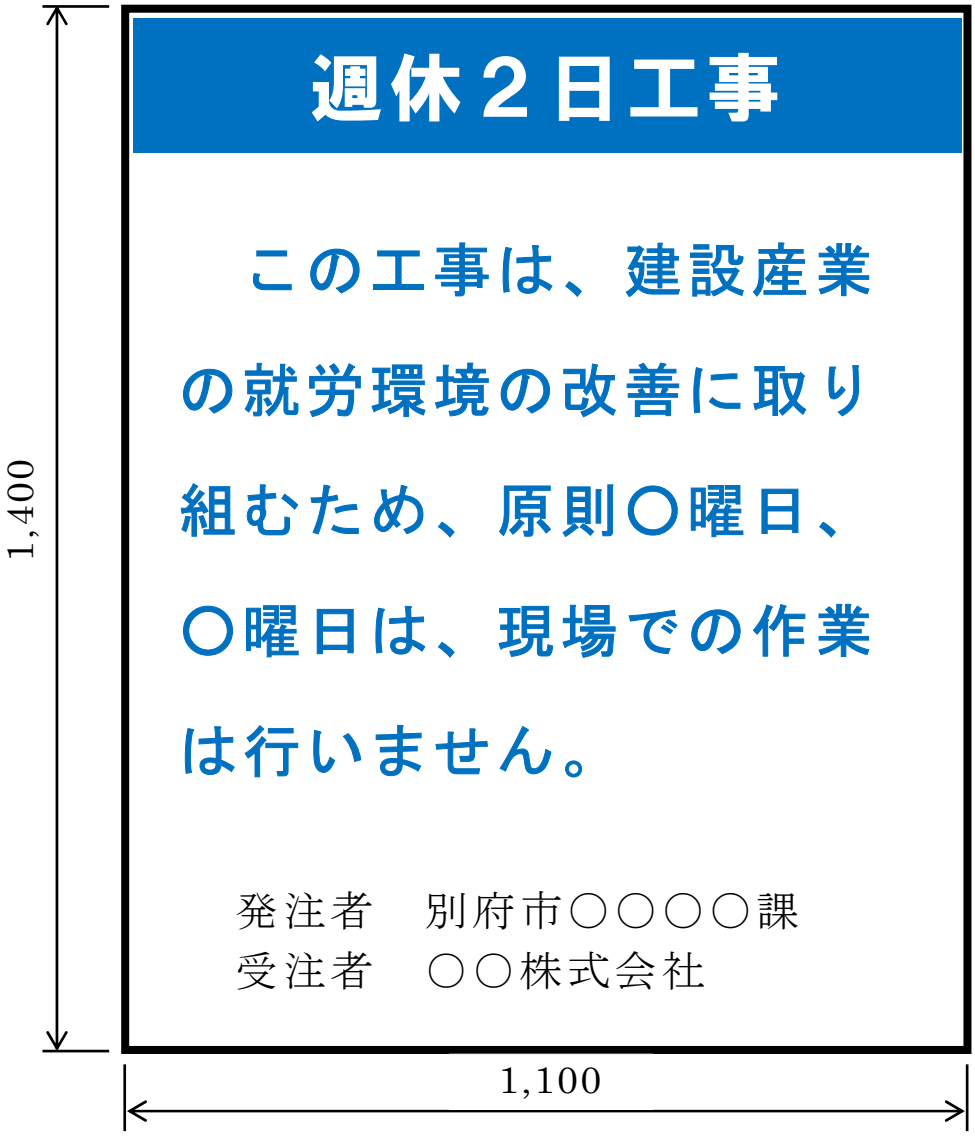

表示例２（工事看板）

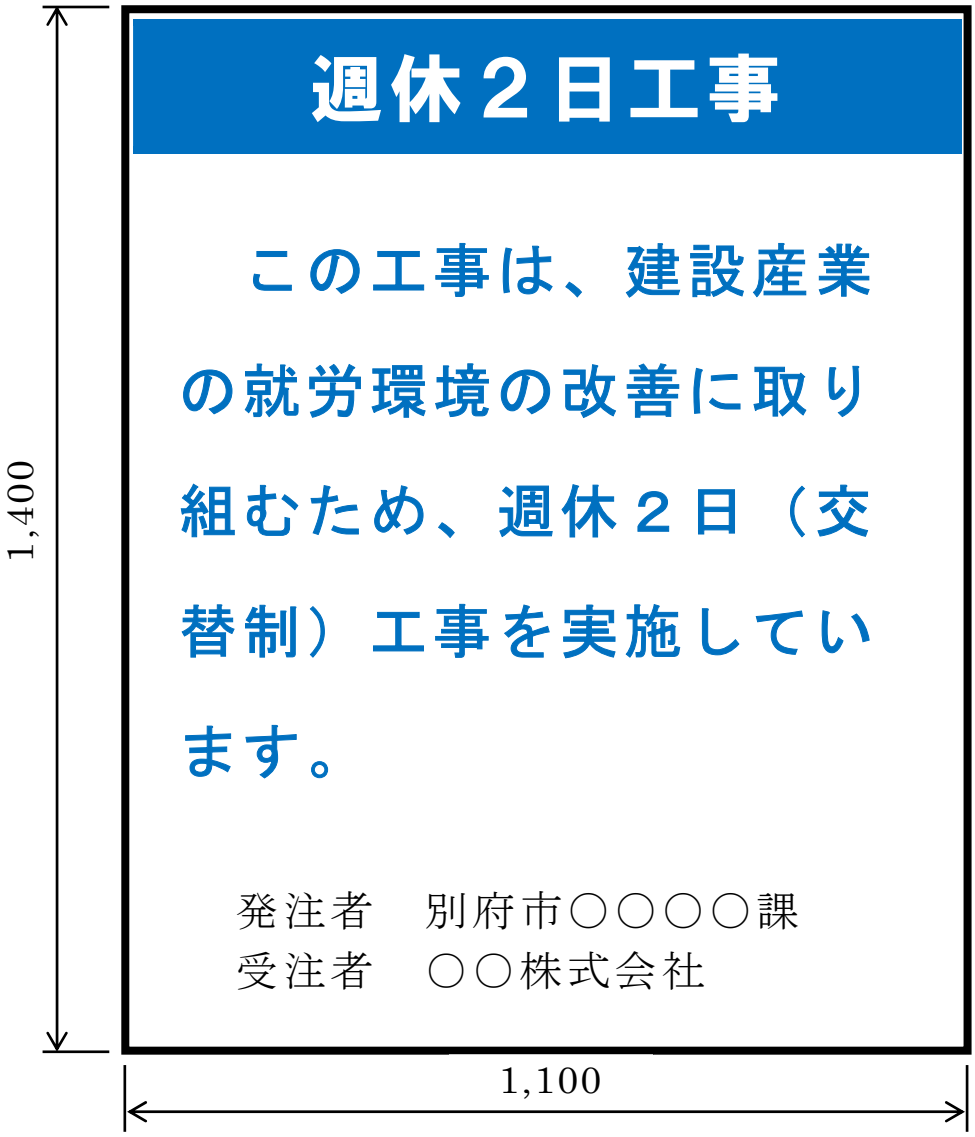
週休２日工事
この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、週休２日（交替制）工事を実施しています。
発注者　別府市○○○○課
受注者　○○株式会社
1,400
1,100

別図第２（第７条関係）

休日の考え方

現場閉所型週休２日制（月単位）休日の考え方

〈基本的考え方〉

- 本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- 休日の管理は月単位で行い、全ての月において、現場閉所日数の割合（現場閉所率）が28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を実施する。
- 暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分の現場閉所を行っていれば、達成と判断する。
- 工事着手月については、工事着手日からを対象期間とする。また、工事完成月については、工事完成通知の提出日までを対象期間とする。
- 夏季休暇の３日間（受注者が任意で設定した連続した３日間）、年末年始休暇の６日間（12/29～1/3）は対象期間から除く。
- 受注者の責（天候不良含む）によらず、計画していた休日に作業を行う必要が発生した場合は、同一月内に限り、振替えを可能とする。
- 発注者の指示により、予定していた休日に作業を行い、当該日の振替となる休日の確保が難しい場合は、対象期間及び休日の対象外とすることができる。

〈参考例〉

月	7																															休日計	対象期間	休日率	土日計	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木					
行事									工事着手												海の日															
計画	－	－	－	－	－	－	－	－				○	○						○	○						○	○					6	23	26.1	6	
実施	－	－	－	－	－	－	－	－				●	●						●	●						●	●					6	23	26.1	6	OK

閉所率28.5%未満の月は土日の日数で判断

月	8																															休日計	対象期間	休日率	土日計	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
行事											山の日		夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇																					
計画		○	○						○	○			－	－	－	○	○						○	○						○	○	10	28	35.7	10	
実施		●	●						●	●			－	－	－	●	●							●						●	●	9	28	32.1	10	OK

夏季休暇
３日間は対象外

28.5%以上

月	9																															休日計	対象期間	休日率	土日計	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火						
行事															敬老の日								秋分の日													
計画						○	○						○	○						○	○						○	○				8	30	26.7	8	
実施						●	●							●	●					●	●						－	●				7	29	24.1	7	OK

休日の振替

発注者が作業を要請
振替不可⇒対象外

28.5%未満
土日の日数で判断

月	10																															休日計	対象期間	休日率	土日計	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金					
行事													スポーツの日																							
計画				○	○						○	○						○	○						○	○					8	31	25.8	8	
実施					●							●						●	●						●	●			●		7	31	22.6	8	NG

土曜日に作業

雨で閉所
翌月の振替不可

28.5%未満
土日の日数で判断

月	11																														休日計	対象期間	休日率	土日計	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
行事			文化の日										完成通知提出										勤労感謝の日	振替休日												
計画	○	○						○	○					－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	13	30.8	4	
実施	●	●						●	●					－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	13	30.8	4	OK

28.5%以上

現場閉所型完全週休２日制の休日の考え方

〈基本的考え方〉

・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
・休日の管理は週単位で行い、全ての土日において、現場閉所を実施する。
・１週間の定義は「日曜日から土曜日」とする。
・工事着手週、工事完成週など土日が2日間に満たない週については、暦上の土日の日数分以上の現場閉所を行っていれば、達成と判断する。
・夏季休暇の３日間（受注者が任意で設定した連続した３日間）、年末年始休休暇の６日間（12/29～1/3）は対象期間から除く。
・受注者の責によらず（天候不良含む）、計画していた休日に作業を行う必要が発生した場合は、同一週内に限り、振替えを可能とする。
・発注者の指示により、予定していた休日に作業を行い、当該日の振替となる休日の確保が難しい場合は、対象期間及び休日の対象外とすることができる。

〈参考例〉

月	6		7								
日			1	2	3	4	5				
曜日	日	月	火	水	木	金	土	休日計	対象期間	土日計	暦上の土日の日数で判断
計画	－	－					○	1	5	1	
実績	－	－					●	1	5	1	OK
備考			着手日								

月	7										
日	6	7	8	9	10	11	12				
曜日	日	月	火	水	木	金	土	休日計	対象期間	土日計	
計画	○						○	2	7	2	
実績	●						●	2	7	2	OK
備考											

月	7										
日	13	14	15	16	17	18	19				
曜日	日	月	火	水	木	金	土	休日計	対象期間	土日計	
計画	○				同一週内で振替		○	2	7	2	
実績	●			●	←		◆	2	7	2	OK
備考				雨天							

月	7										
日	20	21	22	23	24	25	26				
曜日	日	月	火	水	木	金	土	休日計	対象期間	土日計	
計画	○				発注者が作業を要請		○	2	7	2	
実績	●				振替不可⇒対象外		―	1	6	1	OK
備考							緊急作業				

月	7					8					
日	27	28	29	30	31	1	2				
曜日	日	月	火	水	木	金	土	休日計	対象期間	土日計	対象の土日の日数で判断
計画	○						○	2	7	2	
実績	●							1	7	2	NG
備考							現場作業	現場閉所が1日のため未達成			

（夏季休暇等を考慮した場合）

月	8									
日	10	11	12	13	14	15	16			
曜日	日	月	火	水	木	金	土	休日計	対象期間	土日計
計画	○			―	―	―	○	2	4	2
実績	●			―	―	―	●	2	4	2
備考				夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇		夏季休暇は対象期間から除く		

週休２日工事交替制（月単位）の休日の考え方

〈基本的考え方〉

・休日には、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないこと。

・本取組による休日とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を取得し、休日数の割合（休日率）が28.5%（8日/28日）以上の休日を取得することをいう。

・暦上の土日の日数では、休日率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分以上の休日を確保していれば、達成と判断する。

・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）

・下請企業は、施工体制台帳の工期を対象期間とする。

・夏季休暇の３日間（受注者が任意で設定した連続した３日間）、年末年始休休暇の６日間（12/29～1/3）は対象期間から除く。

＜参考例＞

月		7																															休日計	対象期間	休日率	土日計	
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木					
A建設（元請）	●●	－	－	－	－	－	－	－	－			休	休						休	休						休	休						6	23	26.1	6	OK
	■■	－	－	－	－	－	－	－	－				休	休						休	休						休	休					6	23	26.1	6	OK
	▲▲	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	入		休	休						休	休				4	14	28.6	6	OK
備考										工事着手																											

当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象

休日率28.5%未満の月は土日の日数で判断

月		8																															休日計	対象期間	休日率	土日計	
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
A建設（元請）	●●	休	休						休	休					－	－	－						休	休						休	休		8	28	28.6	9	OK
	■■		休	休						休	休			－	－	－	休	休						休	休						休	休	10	28	35.7	10	OK
	▲▲			休	休						休	休			－	－	－	休	休						休	休						休	9	28	32.1	9	OK
B建設（下請）	●●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	入					休	休						休	休	4	14	28.6	4	OK
	■■	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	入					休	休						休	休	4	14	28.6	4	OK
備考														夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇																				

夏季休暇3日間は対象期間から除く

下請は施工体制台帳の工期を対象期間とする。

月		9																														休日計	対象期間	休日率	土日計	
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火						
A建設（元請）	●●					休	休						休	休							休						休	休					7	30	23.3	8	NG
	■■						休	休						休	休						休							休	休				8	30	35.7	8	OK
備考																																					

休日率28.5%未満の月は
土日の日数で判断
1人でも達成出来なければ未達成

完全週休２日交替制の休日の考え方

〈基本的考え方〉

・休日には、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないこと。
・本取組による休日とは、対象期間の全ての週において、現場に従事する技術者及び技能労働者が、交替しながら休日を取得し、休日数の割合（休日率）が28.5%（2日/7日）以上の休日を取得することをいう。
・1週間（7日）を1サイクルとし、1週間の定義は「日曜日から土曜日」とする。
・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
・下請企業は、施工体制台帳の工期を対象期間とする。
・夏季休暇の3日間（受注者に任意による連続した3日間）、年末年始休休暇の6日間（12/29～1/3）は対象期間から除く。
・週の途中で現場に着手（従事開始）、現場が完了（従事終了）する場合は、その週の土日の日数分以上の休日を確保していれば、達成と判断する。

＜元請企業の例＞

第1サイクル	月	6		7					休日計	対象期間	休日率	土日計	
	日	29	30	1	2	3	4	5					
	曜日	日	月	火	水	木	金	土					
A建設（元請）	●●				休	休			2	7	28.6	2	OK
	■■					休	休		2	7	28.6	2	OK
	▲▲	休						休	2	7	28.6	2	OK
備考													

当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象

1週間（7日）を1サイクル
1週間は日曜日から土曜日
休日率28.5%以上

第2サイクル	7							休日計	対象期間	休日率	土日計	
	6	7	8	9	10	11	12					
	日	月	火	水	木	金	土					
				休	休			2	7	28.6	2	OK
					休	休	休	3	7	42.9	2	OK
	休							1	7	14.3	2	NG

休日率28.5%未満
土日の日数で判断

※週の途中から現場に従事した場合

第3サイクル	月	7							休日計	対象期間	休日率	土日計	
	日	13	14	15	16	17	18	19					
	曜日	日	月	火	水	木	金	土					
A建設（元請）	●●				休	休			2	7	28.6	2	OK
	■■					休	休		2	7	28.6	2	OK
	▲▲	－	－	－	－	入		休	1	3	－	1	OK
備考													

サイクル途中で現場に従事した場合は、以降の土日の日数でカウント

※週の途中に現場従事が終了した場合

第4サイクル	7							計	対象期間	休日率	土日計	
	20	21	22	23	24	25	26					
	日	月	火	水	木	金	土					
	休			休				2	7	28.6	2	OK
	休						休	2	7	28.6	2	OK
		休		退	－	－	－	1	4	－	1	OK

サイクル途中で現場に従事しなくなった場合は、従事終了以前の土日の日数でカウント

＜下請企業の例＞

第○サイクル	月	7							休日計	対象期間	休日率	土日計	
	日	13	14	15	16	17	18	19					
	曜日	日	月	火	水	木	金	土					
B建設（下請）	○○	－	－	－	入			休	1	7	－	1	OK
	□□	－	入				休	休	2	7	28.6	1	OK
備考		下請企業は、施工体制台帳の工期（元請の対象期間とは別に設定）											

第○サイクル	7							休日計	対象期間	休日率	土日計	
	20	21	22	23	24	25	26					
	日	月	火	水	木	金	土					
						休	休	2	7	28.6	2	OK
	休						休	2	7	28.6	2	OK

（制定理由）

建設業界の週休２日普及のため、要領を制定しようとするものである。